

## 草加都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中1・3・2号高速外環状道路ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
自動車専用道路	1・3・2	高速外環状道路	草加市原町3丁目	三郷市高州4丁目	八潮市大字八條字和ノ村	約14,960m	嵩上式	4車線	23m		終点方向 入口2箇所 出口3箇所 起点方向 入口3箇所 出口2箇所  三郷市番匠免2丁目地内で常磐自動車道及び都市高速道路三郷線に接続（三郷インターチェンジ）
			なお、草加市新善町字前稻荷地内に出口1箇所・入口1箇所 草加市旭町6丁目地内に出口1箇所・入口1箇所 三郷市天神1丁目地内に出口1箇所 三郷市番匠免2丁目地内に入口2箇所 三郷市谷口地内に出口1箇所 三郷市鷹野4丁目地内に出口1箇所・入口1箇所 八潮市大字八條地内に約77,800㎡の休憩施設を1箇所設ける。								
	1・1・3	東埼玉道路	八潮市大字八條字白鳥	草加市柿木町字宝	草加市柿木町	約2,420m	嵩上式		50m		終点方向 入口2箇所 出口1箇所  起点方向 入口1箇所 出口2箇所  八潮市大字八條字白鳥地内で高速外環状道路に接続（草加八潮インターチェンジ）
			なお、草加市柿木町字宝地内に出口2箇所、入口2箇所 八潮市大字八條字白鳥地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

草加都市計画道路1・3・2号高速外環状道路の休憩施設が不足していることから、休憩施設及び本線と休憩施設の接続道路を高速外環状道路の区域に追加することとし、併せて車線の数を定める。

また、東埼玉道路の区域から、高速外環状道路に追加する区域と重複する接続道路の区域を廃止する。